

上越総合技術高等学校 いじめ防止対策委員会より

令和4年度の本校におけるいじめ認知状況について報告します。

1 令和4年度の本校におけるいじめ認知件数 11件

認知後の対応

全職員で迅速に情報を共有し、いじめ行為を止めさせると共に、スクールカウンセラー、保護者と連携して、被害生徒の見守り・支援の徹底及び加害生徒への指導を行いました。

また、学年集会や学級指導をとおして、常に相手の気持ちを考えた言動を心がけ、良好な人間関係を築くために自己を振り返るよう指導を行いました。被害生徒、加害生徒への見守り・支援は今後も継続的に行っていきます。

2 いじめの定義について

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【新潟県いじめ防止基本方針第2条より】

「いじめ類似行為（例えば SNS 等で悪口を書き込まれたことを当該生徒が知らないとしても、その行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いもの）」も「いじめ」と同様に扱います。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断します。たとえ傷つける意図がなくても相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性がある」として対応します。なお、いじめには多くの態様があるため、対応は一律ではなく状況に応じて異なります。

※いじめに関する条例等は、新潟県のホームページや新潟県いじめ対策ポータルサイトからご覧になることができます。<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp>

3 本校の取り組み 【上越総合技術高等学校 いじめ防止基本方針より】

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組んでおります。いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、警察等の関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け組織的に対応します。

なお、具体的な取り組み内容等については、本校ホームページ内の「公開資料」の「いじめ防止対策」をご覧ください。

今後もいじめを見逃さず、いじめ未然防止と早期対応、被害生徒の立場に立った見守り活動等に重点を置き、保護者との連携に基づいた取り組みを行います。

今回公表しました認知件数に関しまして、ご意見等がありましたら下記までご連絡ください。

県立上越総合技術高等学校
教 頭 矢代 譲
電 話 025-525-1160(代表)